

石川県公報

令和 7 年 6 月 30 日（月曜日）

号 外

（第 46 号）

目 次

公安委員会
○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

1

公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月三十日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第五号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則（昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表三の項 6 中ヲをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、ヌの次に次のように加える。

- ル 保健師、看護師又は准看護師の緊急訪問（医師の指示を受けて行うものに限る。）に使用中の車両
ワ 助産師の緊急訪問に使用中の車両

第五条第一項の表五の項 3 中「別記様式第一の五」を「別記様式第一の三」に改め、同条第二項中「前項の三の 6」を「前項の表三の項 6」に、「による通行禁止除外車指定申請書」を「の除外標章交付申請書」に改め、同条第四項中「第一項の五の 3」を「第一項の表五の項 3」に、「別記様式第一の四による駐車禁止除外車指定申請書」を「別記様式第一の除外標章交付申請書」に改め、同条第五項中「別記様式第一の五の駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定車標章」を「別記様式第一の三の駐車禁止除外指定車標章」に改め、同条第六項中「第五項」を「前項」に改め、同条第十項中「、亡失した」を「、発見した」に改め、同項第三号中「発見し、又は回復した」を「発見した」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「前項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第一の四の除外標章記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面を添えて、速やかに公安委員会に届け出て、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

10 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第一の四の二の除外標章再交付申請書により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

第五条の四第二項中「別記様式第一の三」を「別記様式第一の五」に改める。

第八条第一項第四号中「およそ不可能」を「困難」に改め、同号イ中「又は」を「若しくは」に、「積卸しで」を「積卸し又は身体障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の駐車許可の申請が二以上の警察署長の管轄にわたるときは、いずれか一の警察署長に当該申請書を提出するものとする。

第八条第四項中「駐車禁止道路駐車許可証及び別記様式第六の二の駐車禁止道路駐車許可車標章」を「駐車許可証（以下この条において「駐車許可証」という。）」に改め、同条第五項中「前項の標章」を「駐車許可証」に改め、同条に次の三項を加える。

6 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第六の二の駐車許可証記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面を添えて、速やかに警察署長に届け出なければならない。

- 7 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第六の二の駐車許可証再交付申請書により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。
- 8 警察署長は、駐車許可証の交付を受けた者が第三項に規定する許可の条件に違反したとき、又は特別な事情があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

第十条の表県道向栗崎安江町線の項区間の欄を次のように改める。

金沢市湊二丁目四十二番二から金沢市高柳町一字八番一まで
金沢市高柳町一字八番八から金沢市高柳町五字二番二まで

別記様式第一を次のように改める。

別記様式第1 (第5条関係)

除外標章交付申請書		年	月	日
公安委員会 殿				
住所（所在地）				
ふりがな				
氏名（名称）				
電話番号 その他の連絡先				
標章の名称				
番号標に表示 されている番号				
除外を受けよう とする期間				
除外を受けよう とする区間				
除外を受けよう とする理由	☐以下の公安委員会が定める業務に使用する ☐以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する			
備考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第一の四及び別記様式第一の五を削り、別記様式第一の三を別記様式第一の五とし、別記様式第一の十一の次に次の三様式を加える。

別記様式第一の3（第5条関係）

（表）

		No. _____	
駐車禁止除外指定車			
（		使用中）	
車両番号		号	
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両			
運 転 者 の 連 絡 先 （ 用 務 先 ） 別 紙 の と お り			
有効期限	年	月	日まで
発行日	年	月	日
石川県公安委員会 印			

（裏）

注 意 事 項	No. ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用しないこと。	
※ 次のような駐車はできません。	
☐ 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）	
☐ 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）	
☐ 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）	
☐ 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）	
☐ 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）	
2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用しないこと。	
3 この標章を使用する場合は、連絡先（用務先）を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。	
4 現場警察官等の指示がある場合には、これに従うこと。	
5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがある。	
6 次の場合には、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。	
(1) 有効期限が経過したとき。	
(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。	
(3) 使用する必要がなくなつたとき。	
☐ 被交付者等	住所 _____ 氏名 _____

別記様式第 1 の 4（第 5 条関係）

除外標章記載事項変更届	
公安委員会 殿	
年 月 日	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 の 4 の 2（第 5 条関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 6 に及び別記様式第 6 の 11 を次のように改める。

別記様式第 6 （第 8 条関係）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間	
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所	
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 6 の 2（第 8 条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第6の3の次に掲げる様式を加える。

別記様式第6の3（第8条関係）

駐車許可証再交付申請書	
警察署長 殿	
年 月 日	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の石川県道路交通法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。